

合同会社NextTechnology リスク管理規定

第1章 総則

・第1条(目的)

本規定は、合同会社NextTechnology(以下「当社」という)におけるリスク管理体制を確立し、事業活動に伴う各種リスクを適切に識別、評価、対応、監視することにより、企業価値の向上と持続的な成長を図ることを目的とする。

・第2条(定義)

本規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. ****リスク**** - 当社の事業目標の達成に影響を与える可能性のある不確実な事象
2. ****リスク管理**** - リスクの識別、評価、対応、監視及び報告を行う一連の活動
3. ****リスクオーナー**** - 特定のリスクに対する管理責任を負う者
4. ****重要リスク**** - 当社の事業継続や企業価値に重大な影響を与える可能性のあるリスク

・第3条(基本方針)

当社のリスク管理は、次の基本方針に基づいて実施する。

1. 全社的なリスク管理体制の構築
2. リスクの早期発見と迅速な対応
3. 継続的な改善とリスク管理水準の向上
4. ステークホルダーへの適切な情報開

第2章 リスク管理体制

・第4条(リスク管理委員会)

1. 当社にリスク管理委員会を設置する
2. リスク管理委員会は、代表社員を委員長とし、各部門の責任者により構成する
3. リスク管理委員会は、四半期に1回以上開催する
4. リスク管理委員会の主な職務は次のとおりとする
 - リスク管理方針の策定及び見直し
 - 重要リスクの識別及び評価
 - リスク対応策の決定及び実施状況の監督
 - リスク管理体制の整備及び運用状況の監督

・第5条(リスク管理責任者)

1. 当社にリスク管理責任者を置く
2. リスク管理責任者は、代表社員が指名する
3. リスク管理責任者の主な職務は次のとおりとする
 - リスク管理活動の統括
 - リスク管理委員会の事務局業務
 - 各部門のリスク管理活動の支援及び指導
 - リスク情報の収集及び分析

・第6条(各部門の責任)

1. 各部門は、所管業務に関するリスクの管理責任を負う
2. 部門責任者は、リスクオーナーとして次の職務を行う
 - 所管リスクの識別及び評価
 - リスク対応策の策定及び実施
 - リスク管理責任者への報告
 - 部門内でのリスク管理教育の実施

第3章 リスクの分類

・第7条(リスクカテゴリー)

当社が管理すべきリスクを次のとおり分類する。

1. 戦略リスク

－ 事業戦略の失敗 - 市場環境の変化 - 競合他社の動向 - 技術革新への対応遅れ

2. 運営リスク

－ システム障害 - データ消失・漏洩 - サイバーセキュリティ

－ 品質問題 - プロジェクト管理の失敗

3. 財務リスク

－ 資金調達リスク - 信用リスク - 為替リスク - 金利リスク

4. コンプライアンスリスク

－ 法令・規制違反 - 個人情報保護法違反 - 契約不履行 - 知的財産権侵害

5. 人事・労務リスク

－ 重要人材の流出 - 労働災害 - ハラスメント - 働き方改革への対応不備

6. 災害・事故リスク

－ 自然災害 - 火災・盗難 - 感染症拡大 - テロ・犯罪

第4章 リスク管理プロセス

・第8条(リスクの識別)

1. 各部門は、定期的に所管業務に関するリスクの洗い出しを行う

2. リスクの識別は、次の方法により実施する

- － 過去の事例分析 - ステークホルダーからの情報収集
- － 外部環境の変化分析 - 内部監査結果の活用

・第9条(リスクの評価)

1. 識別されたリスクは、発生可能性と影響度により評価する

2. 評価基準は次のとおりとする

発生可能性

- － 高:1年以内に発生する可能性が50%以上
- － 中:1年以内に発生する可能性が10%以上50%未満
- － 低:1年以内に発生する可能性が10%未満

影響度

- － 大:事業継続に重大な影響を与える(年間売上の10%以上の損失等)
- － 中:事業運営に相当な影響を与える(年間売上の3%以上10%未満の損失等)
- － 小:事業運営に軽微な影響を与える(年間売上の3%未満の損失等)

・第10条(リスク対応)

1. 評価されたリスクに対して、次の対応策から適切なものを選択する
 - － **回避**：リスクの原因となる活動を中止する
 - － **軽減**：リスクの発生可能性や影響度を下げる
 - － **移転**：保険等によりリスクを第三者に移転する
 - － **受容**：リスクを受け入れて事業を継続する
2. 重要リスクについては、必ず対応策を策定し実施する

・第11条(監視・報告)

1. 各部門は、リスクの状況を継続的に監視し、月次でリスク管理責任者に報告する
2. リスク管理責任者は、重要な変化や新たなリスクを速やかにリスク管理委員会に報告する
3. 緊急事態が発生した場合は、直ちに代表社員及びリスク管理責任者に報告する

第5章 重要リスクへの対応

・第12条(情報セキュリティリスク)

1. 情報セキュリティ責任者を指名し、情報セキュリティ管理体制を構築する
2. 定期的なセキュリティ監査を実施する
3. 従業員に対するセキュリティ教育を年2回以上実施する
4. インシデント発生時の対応手順を定め、定期的に訓練を行う

・第13条(システム障害リスク)

1. システムの冗長化及びバックアップ体制を整備する
2. 定期的なシステム点検及び更新を実施する
3. システム障害発生時の復旧手順を定める
4. 事業継続計画(BCP)を策定し、定期的に見直しを行う

・第14条(コンプライアンスリスク)

1. コンプライアンス責任者を指名し、法令遵守体制を構築する
2. 定期的な法令動向の調査及び社内への情報提供を行う
3. 従業員に対するコンプライアンス教育を実施する
4. 内部通報制度を設置し、適切に運用する

第6章 危機管理

・第15条(危機管理体制)

1. 重大な事象が発生した場合は、直ちに危機管理体制を発動する
2. 危機管理責任者は代表社員とし、必要に応じて対策本部を設置する
3. 対策本部は、次の対応を行う
 - － 被害状況の把握及び拡大防止 - 関係者への連絡及び報告
 - － 復旧対策の実施 - 再発防止策の検討

・第16条(事業継続計画)

1. 重要業務を継続するための事業継続計画を策定する
2. 事業継続計画には、次の事項を定める
 - － 重要業務の特定 - 代替手段の確保
 - － 復旧目標時間の設定 - 対応体制及び連絡先

第7章 教育・訓練

・第17条(リスク管理教育)

1. 全従業員に対してリスク管理に関する教育を年1回以上実施する
2. 新入社員に対してはオリエンテーション時にリスク管理教育を実施する
3. 管理職に対しては、より専門的なリスク管理研修を実施する

・第18条(訓練の実施)

1. 災害対応訓練を年1回以上実施する
2. システム障害対応訓練を年2回以上実施する
3. 情報セキュリティインシデント対応訓練を年1回以上実施する

第8章 監査・見直し

・第19条(内部監査)

1. リスク管理体制の有効性について、年1回以上内部監査を実施する
2. 監査結果は、リスク管理委員会に報告する
3. 監査で発見された問題点については、速やかに改善措置を講じる

・第20条(規定の見直し)

1. 本規定は、年1回以上見直しを行う
2. 法令改正や事業環境の変化に応じて、必要に応じて随時見直しを行う
3. 規定の改正は、リスク管理委員会の承認を得て実施する

第9章 雑則

・第21条(罰則)

本規定に違反した従業員に対しては、就業規則に定める懲戒処分を行うことがある。

・第22条(規定の運用)

本規定の運用に関し必要な事項は、リスク管理責任者が別途定める。

附則

・第1条(施行日)

本規定は、2025年7月1日から施行する。

・第2条(経過措置)

本規定施行前に発生した事項については、従前の取扱いによる。

制定日:2025年6月21日
施行日:2025年7月1日
次回見直し予定:2026年7月

合同会社NextTechnology

****本規定に関するお問い合わせ****

合同会社NextTechnology リスク管理委員会

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号 渋谷道玄坂東急ビル2F-C

TEL: 06-7166-8067

Email: risk-management@next-technology.co.jp